

# 高砂市向島公園エリア一体活用実施方針

令和3年3月

## 1 趣旨

高砂市立の3施設(青年の家、向島多目的球場、向島公園)と隣接する兵庫県が所有する県立高砂海浜公園(以下、「向島公園エリア」という。)を一体的に活用する官民連携事業について、その実施方針を示す。

## 2 目的

県市連携の下、向島公園エリアを一体的に活用することにより、施設の効率的・効果的な管理運営とあわせて民間事業者の自由度を最大化することで、向島公園エリアを含めた高砂エリア(隣接する歴史的景観形成地区(堀川地区)一帯)の価値の向上を目指す。

## 3 検討経緯

今回の実施方針は、国土交通省から採択された「官民連携モデル形成支援<sup>1</sup>」及び「先導的官民連携支援業務<sup>2</sup>」を活用し、官民連携手法の導入可能性について調査・検討を重ね、社会教育施設としての青年の家のあり方については、教育委員会(社会教育会議等)に諮った上で取りまとめたものである。

## 4 事業概要

対象施設	青年の家、向島多目的球場、向島公園、県立高砂海浜公園
事業手法	スキーム1：指定管理者制度(向島多目的球場・向島公園・県立高砂海浜公園)、かつ、設置管理許可(若しくは行為許可) スキーム2：指定管理者制度(向島多目的球場・向島公園・県立高砂海浜公園)
事業期間	令和3年4月頃に予定している「公募要項案サウンディング」における事業者意見を踏まえ、5年~20年の範囲で決定する。
募集選定	募集方式：公募型 選定方式：プロポーザル方式

<sup>1</sup> 中小規模の地方公共団体(概ね人口20万人未満の市町村を想定)における官民連携事業(国土交通省所管事業を含むものに限る。)のモデルを形成し、そのプロセスやスキームの幅広い展開を図ることを目的とした支援制度である。

<sup>2</sup> 先導的な官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、調査委託費を助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進することを目的とした支援制度である。

## 5 基本方針

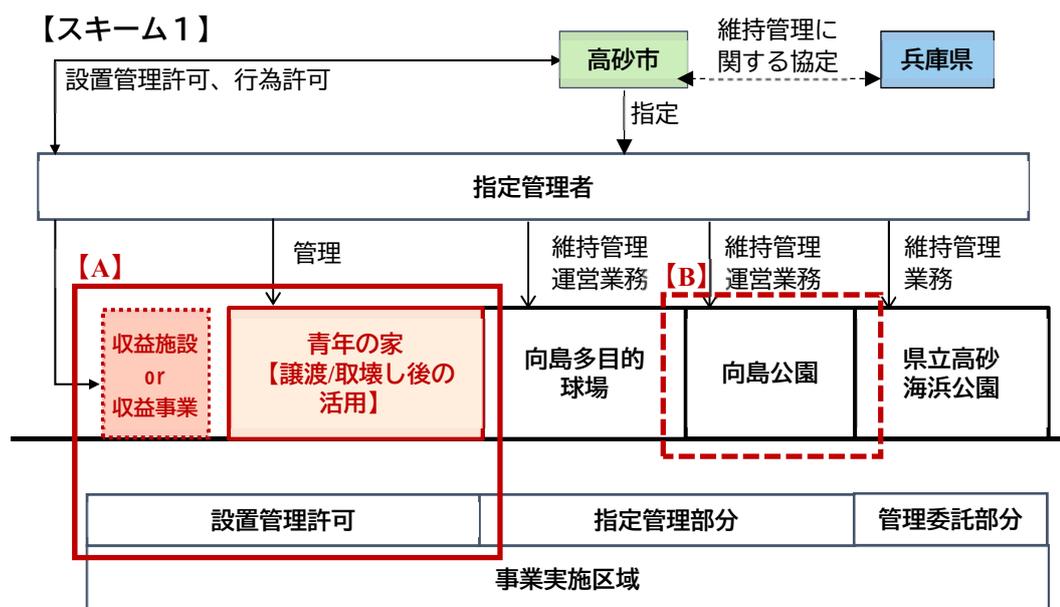
### (1) 事業手法等の概要

#### ① 事業スキームの概要

向島多目的球場・向島公園・県立高砂海浜公園を対象に、指定管理者制度<sup>3</sup>による一体的な管理を行うことを基本とする。

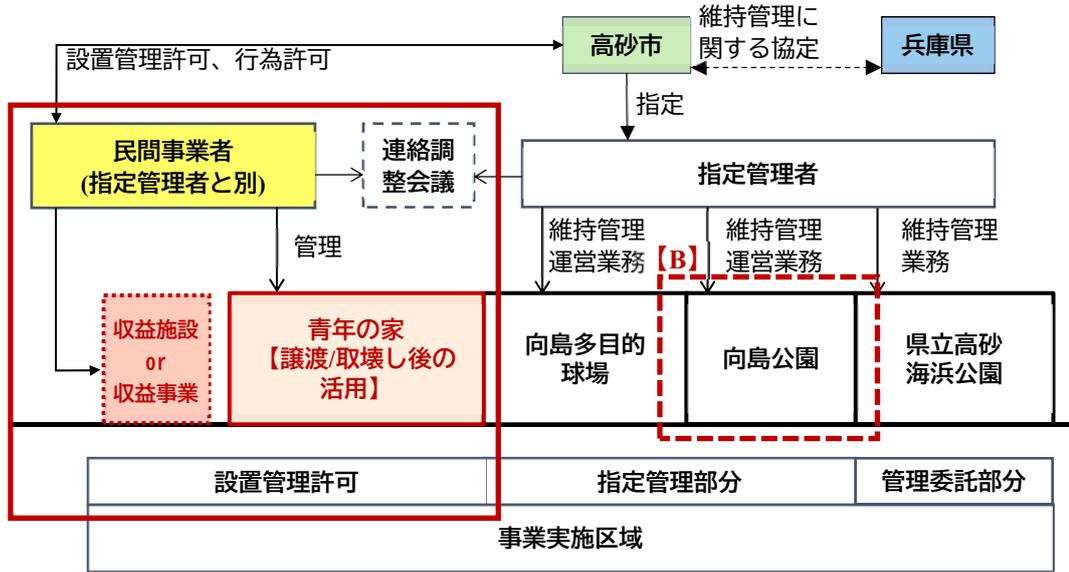
原則スキーム1とするが、【A】部分についての提案がない場合は、スキーム2のとおり、公募等によって別途選定した民間事業者に対し、設置管理許可を与える予定である。

なお、「公募要項案サウンディング」において、向島公園内の一部分に対して設置管理許可を与えることについても、民間事業者からの意見を踏まえ、その範囲について事業者提案を求める【B】。あわせて、スキーム3として「公募設置管理制度(P-PFI)」についても幅広く意見を求める。

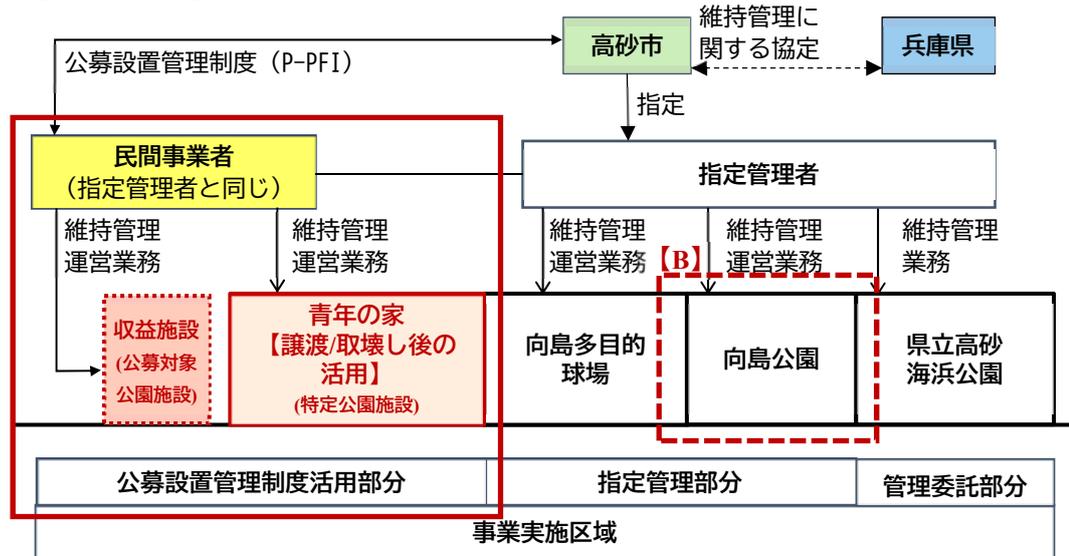


<sup>3</sup> 公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とした制度である。(地方自治法第244条の2第3項)

【スキーム2】



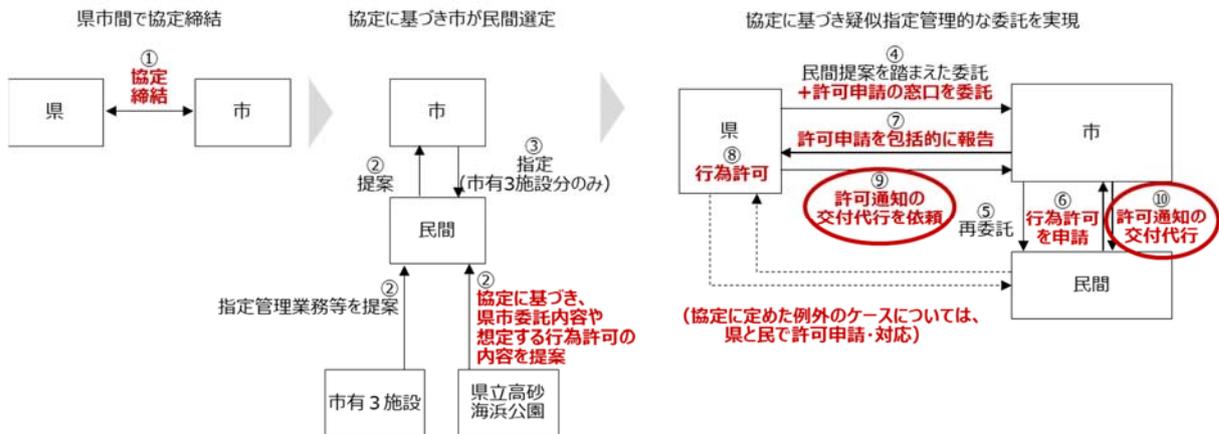
【スキーム3】 (公募要項案サウンディングにおいて P-PFI が有用であると判断された場合)



図表1 事業スキーム

② 県市共同体制の構築

県立高砂海浜公園の管理に関する現協定(図表1における「維持管理に関する協定」)を見直し、図表2に示す通り、県市間で新たな協定を締結した上で、県から市への管理委託を行う。そして、市は、市が指定する指定管理者を再委託先として選定し、協定に基づき疑似指定管理的な委託を実施する。



図表 2 県市共同体制の概要

### ③ 事業者提案の採用

民間事業者の自由度を最大化するため、青年の家跡地施設の活用、収益事業、公園全体を活用した施設横断的な自主事業、地元事業者が広く参画できる仕組みの提案を求める。

なお、地元事業者が広く参画できる仕組みについては、2020(令和2)年度に実施した向島公園に関するトライアル・サウンディングの結果(図表3を参照)を踏まえたものを想定している。

No.	事業者名	実施事業	参加数 ※単位は事業による
1	公益財団法人 高砂市施設利用振興財団	白砂青松BBQ大会	3グループ
2	Pro Shop YRS	自転車スクール& 自転車トライアル大会	83名
3	スウィートブライド	ロケーションフォト事業	—
4	LANIKAI	SUPヨガ・ SUPクルージング	7名
5	シンコースポーツ兵庫(株)	ドッグラン	47匹
6	マックアース(株)	向島公園で遊ぼう ワークショップ	※中止
7	一般社団法人 Protagonista	おやすみ選手権大会	6名
		海を渡らない島暮らし1 ~4	14名



図表 3 向島公園エリアに関するトライアル・サウンディング参加事業の概要

(2) 各対象施設を活用して収益事業を実施する場合の基本的な考え方

① 向島公園

火気使用の取扱い等の禁止事項を整理した上で、事業者の自由度を最大化するために必要な規制緩和を行う。あわせて、新型コロナウイルス(COVID-19)の影響を考慮し、市民等がポストコロナ時代にも対応できる公共空間利活用についての事業者提案を求める。

② 向島多目的球場

平日昼間といった利用の少ない時間帯における積極的な利活用についての事業者提案を求める。

③ 青年の家

2020(令和2)年度中に策定する高砂市公共施設全体最適化計画において、青年の家は、2021(令和3)年度で施設を廃止することとし、機能は他の施設で代替するとした。(図表4を参照)

跡地施設について、【譲渡/取壊し後の活用】それぞれについて事業者提案を求め、その施設の維持管理、運営及び収益事業を実施する。市は、提案内容の妥当性を協議の上、必要に応じた負担を調整する。

※現施設を活用する場合は、譲渡とする。取壊しの場合、取壊し費用は市負担とする。

【青年の家】

2020(令和2)年度末 第I期全体最適化計画 (~2026(令和8)年)			2020(令和2)年度末 第II期全体最適化計画 (~2036(令和18)年)		
2026(令和8)年 の状態		取組	2036(令和18)年 の状態		取組
機能面	施設面		機能面	施設面	
代替	廃止	指定管理期間(2017(平成29)~2021(令和3)年度)をもって廃止する。青少年健全育成事業を他の施設で実施することを検討する。	—	—	—

図表4 高砂市公共施設全体最適化計画 抜粋

④ 県立高砂海浜公園

県立高砂海浜公園については、県市間での協定に基づき、県から市への管理委託とし、市が指定管理者に再委託する。行為許可の範囲での自主事業について事業者提案を求める。

⑤ その他

交通アクセスや駐車場不足の改善等、事業実施における課題として挙げられている事項については、「公募要項案サウンディング」における民間事業者の意見を踏まえ、市として対応できる範囲を整理し、事業者提案を求める。

(3) 事業期間

「公募要項案サウンディング」における民間事業者の意見を踏まえ、事業者提案により5年～20年の範囲で決定する(図表5を参照)。

(指定管理者制度のみの場合は5年、指定管理者制度+設置管理許可制度の場合は10年以内、指定管理者制度+公募設置管理許可制度(P-PFI)を活用する場合は20年以内とする。)

設置管理許可制度による事業開始時期は事業者提案によるものとするが、指定管理部分及び指定管理以外の日常維持管理については2022(令和4)年4月から実施する。



図表5 事業期間の範囲

(4) 募集選定

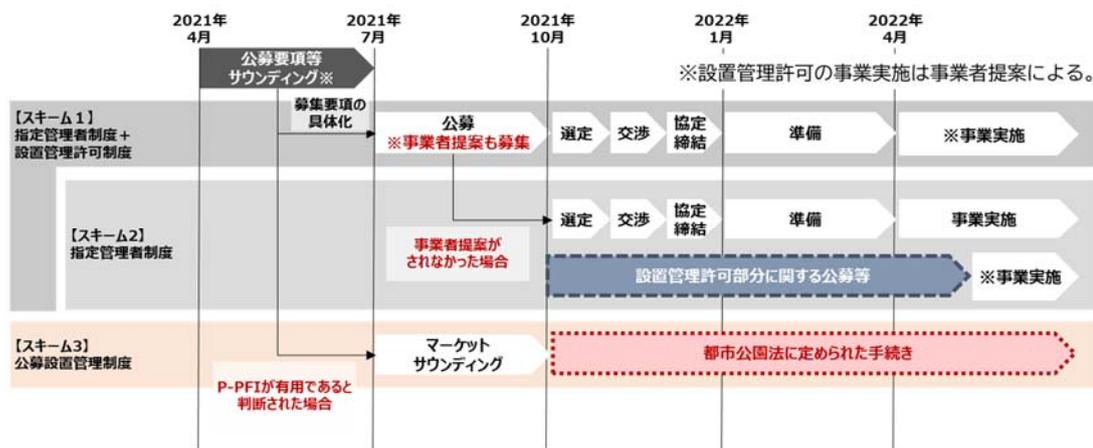
募集方式は公募型とし、選定方式はプロポーザル方式とする。

2021(令和3)年度に設置する、市の附属機関である「高砂市公共施設マネジメント推進委員会」にて選定する。

6 事業実施スケジュールに関する方針

スキーム1及びスキーム2における「指定管理者」の選定については、図表6に示すスケジュールにより実施する予定である。

なお、「公募要項案サウンディング」において、スキーム3の「公募設置管理制度(P-PFI)」が最も望ましいと判断される場合は、適正なスケジュールに調整する予定である。



図表6 事業実施スケジュール